

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ヤーマン株式会社			コード	6630		
提出日	2025/6/25		異動（予定）日	2025/7/25			
独立役員届出書の提出理由	<p>・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・監査等委員会設置会社への移行に伴い、独立役員である社外取締役・栗原猛氏、社外監査役・鶴海量明氏及び社外監査役・河本智子氏は、退任の予定であるため。 ・同上の事由により、独立役員である社外監査役・鳥山望氏は、独立役員である社外取締役として選任される予定であるため。</p>						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鳥山 望	社外取締役	○													○	新任	有
2	石田 和男	社外取締役	○													○		有
3	井川 沙紀	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし。	鳥山望氏は、金融機関において要職を歴任し、会社経営及び財務に関する豊富な知識と実務経験を有しております。2021年7月に当社の監査役に就任後、常勤監査役として当社の監査体制を主導するほか、その経験と見識を活かし、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役会と協働して良質なコーポレートガバナンス体制を構築してまいりました。また、上記a～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
2	該当事項なし。	石田和男氏は、金融機関や化学メーカー等において要職を歴任し、企業経営やコーポレートガバナンス、内部統制等に関する広範な知識と豊富な経験を有しております。2016年7月に当社の社外取締役に就任以降、その経験と見識を活かし、取締役会に対する積極的な助言・提言と、適切な意思決定を行ってきました。また、上記a～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
3	該当事項なし。	井川沙紀氏は、多様な業界での経験と企業経営者としての優れた能力を有しており、当社が経営課題とするプランディングにも精通していることから、当社はその経験と実力を高く評価しております。2021年7月に当社の社外取締役に就任以降、その経験と見識を活かし、取締役会に対する積極的な助言・提言と、適切な意思決定を行ってきました。また、上記a～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。